

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【現行制度】

指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。

【支障事例】

現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。

根拠法令等

水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、  
水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、鳥取県、広島市

○指定給水装置工事事業者の手続きについて、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。

○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。

○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人:登記事項証明書や個人:住民票の写し)が求められている。

【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要なため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これでは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答

指定給水装置工事事業者の指定に関する水道事業者の手続においては、令和3年3月の水道法施行規則改正により、申請様式における押印を廃止し、電子文書による作成を可能としたところであるが、申請にあたって申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写しを求めている状況。

なお登記事項証明書については申請書に記載された法人の商号(名称)、本店(主たる事務所)及び代表者の氏名を、住民票の写しについては申請書に記載された氏名及び住所を、それぞれ確認することで本人確認を行うことを目的としている。

登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、令和2年10月26日に運用を開始した国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。

また、住民票の写し等の添付が必要とされている行政手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、手続を受ける行政機関等が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条に定める電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を要しないものとされている。

以上を踏まえ、ご要望に応えるべく必要な検討を行う。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

## 提案事項(事項名)

職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること

## 提案団体

宮城県、三重県、広島県

## 制度の所管・関係府省

法務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理及び難民認定法においては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定が存在する。具体的には、公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発大学校と職業能力開発短期大学校については、同法別表第1の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されているが、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校は、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。

以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留学生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。

### 【制度改正の必要性】

職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考えられる。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

留学生が技術・知識を習得できる機関・機会が増え、選択の幅が広がる。また、留学生が習得した技術・知識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持・向上が期待できる。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4  
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令  
留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン  
職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第92条  
職業能力開発促進法施行規則第10条～15条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市

○当県においても、外国籍の高校生等から入校の可否について問い合わせがある中、①の支障事例（前段）に記載の状況と同様であり、本県の高等技術専門校のような職業能力開発校に入校を希望するものにも「留学」の在留資格を与えていただくよう働きかけることについては、参画の意向あり。

## 各府省からの第1次回答

「留学」の在留資格で行うことができる「教育を受ける活動」は、その性質上、教育機関において行うものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関と同等とは認めていないことから、同校入校者に「留学」を付与することは困難である。  
なお、職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。  
「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事する活動であるところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務は、学術上の素養を背景とするものであり、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものでなければならない。また、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務とは、外国の特有の文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。  
大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的にしているといえることから、それらを卒業した者は、学術上の素養があると認めているところ、職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。  
よって、職業能力開発校を卒業した者について、大学等を卒業した者と同等に評価することはできない上、外国の特有の文化に根ざす思考方法が培われたものとも認められないため、御提案を受け入れることは困難である。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知

提案団体

船橋市、横浜市、三原市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。

現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。

具体的な支障事例

当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動(医療を受ける活動)である者がいたため、実態調査及び対象者のパスポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったため国民健康保険に加入していたものの、後日、医療機関からの情報提供により在留資格が特定活動(医療を受ける活動)に変更となっていたことが判明した。在留資格が医療滞在である場合には国民健康保険に加入することができない。しかしながら、住民登録がなされたまま在留資格が特定活動(医療を受ける活動等)へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を把握することができない。判明した際には多額の医療費(総額約188万円)が発生していた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民健康保険適用除外対象者を市区町村が把握することで、国保の誤加入、被保険者証の誤使用、不当利得の防止、医療費の適正化に繋がる。

また、外国人は国民健康保険加入手続きの際にパスポートを持参しないケースがある。この場合、パスポートを再度持参しなければ加入手続きができないため、本人の利便性にも繋がる。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第11項

国民健康保険法施行規則第1条第2号～4号、第13条

出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進の実施について(令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成22年12月17日付け保発1217第1号)

国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年6月8日付け厚生労働省告示第237号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、須賀川市、東海村、松戸市、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、三島市、津島市、京都市、大阪市、鳥取県、広島市、高松市、宇和島市、長崎市、宮崎市

○在留資格が特定活動の場合、指定書により内容を確認する必要がある。住民登録時にパスポートを持参していればよいが、持参していないことが多い。そのため、後日、指定書の提出を本人に求めることになるが、なかなか提出されず、提出までに時間を要することから、事務処理の負担となっている。また、医療目的であることが確認できなかった場合、多額の医療費が発生することになる。事実判明に伴い、資格を喪失させたとしても、出国してしまった場合は、不当利得を回収することも困難となる。そのためにも、制度改革は必要であると考え。○本人からの届出ありきの制度となっているので、そこを改正する必要がある。

## 各府省からの第1次回答

令和2年4月以降、特定技能外国人の国民健康保険加入促進の観点から、出入国在留管理庁から市町村へ特定技能外国人に係る身分事項等の情報提供を行っているところであるが、国民健康保険法第113条の2第1項において、市町村が官公署に報告を求めることができる対象として「被保険者資格の取得及び喪失に関する事項」が規定されていることも踏まえ、提案の実現可能性について、関係府省と検討を進めてまいりたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。

具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。

所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。

また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることで、市町村の空家担当部局が空家所有者の戸籍情報を入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が死亡した空家所有者の相続人を早期に特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

根拠法令等

戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、西尾市、小牧市、長岡京市、八尾

○当市に相談が寄せられる管理不良な状態の空家の多くが、登記簿上の所有者が死亡したことにより空家となったものであり、数次相続が発生しているような空家も少なくない。助言・指導等を実施するために、速やかな所有者特定が求められるが、空家の所有者特定において他市町村への戸籍等の請求の事務が多くを占めている。戸籍を取得した者がすでに死亡していることもあり、そのような場合には、その者の相続人の調査が必要となり、同一市町村に対して再度、公用請求を行うこととなる。戸籍の電子情報処理組織の利用が可能となれば、空家所有者の早期特定につながるのと同時に、空家担当者の事務負担だけでなく、戸籍担当者の事務負担軽減にもつながると考える。

○提案団体と同様の内容。なお、戸籍請求は年間 240 件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空家を早期に解決する上で、支障をきたしている。内容は、相続人が多数存在するケースや相続人の半数が他自治体に本籍を置いている実態があるなど、今回、戸籍の電子情報処理組織を活用した公用請求が可能となることにより、危険な空家の早期解決に繋がることが期待できる。なお、個人情報保護措置を講じた上で、着実な運用を図っていく必要がある。

○空家の所有者の相続人を調べるためには、戸籍関係の書類を公用請求する必要があるが、請求から回答まで多大な時間がかかる。電子情報処理組織を活用した公用請求が可能になると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○本市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、相続人が複数おり、かつ本籍地が異なる場合は更に時間や手間を要する。

○当県内市町村においても、1 件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。電子情報処理組織等を活用した公用請求が可能となれば、空き家等に関する解決困難な諸問題の解消につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【法務省】

令和元年法律第 17 号による改正後の戸籍法第 120 条の 2 第 1 項においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書等の請求ができる者について、戸籍法第 10 条第 1 項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。また、戸籍法第 10 条は、昭和 51 年の戸籍法の改正において戸籍の公開制度が見直された際に、戸籍の閲覧制度が廃止されたことから新設された規定であり、さらに、平成 19 年法律第 35 号による戸籍法の改正において、戸籍証明書等の交付請求をすることができる場合を限定する戸籍法第 10 条の 2 が新設されるなど、戸籍情報の性質や個人情報保護の観点から数次の制度改正がされており、今般の戸籍法第 120 条の 2 の立法過程

においても、これらの経緯を踏まえた検討がされたところである。

これは、「本人等」以外からの戸籍証明書等の請求については、交付の可否を厳格に判断すべきであるし、その戸籍を管掌する本籍地の市区町村以外の市区町村、つまり、戸籍を記録した市区町村以外の市区町村において交付の可否を判断することが適当ではないと考えられること、また、都市部の市区町村に、当該市区町村以外の都道府県や国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において、戸籍証明書等の交付に係る事務負担が過度に増大するおそれがあること等を考慮したものである。

また、戸籍法第120条の2の規定は、現在構築中の戸籍情報連携システムの稼動と同時に施行される予定であるが、本件提案は、前述した市区町村間の事務負担の偏在等に関する詳細な検証等を欠いたまま、同条の施行前にこの取扱いを変更する制度改正を求めるものであり、現時点では、システム面、制度面いずれの観点からも対応は困難である。

**【国土交通省】**

提案団体の提案を実現するためには戸籍法の改正が必要であることから、同法を所管する法務省において検討されるべきと考えるが、空家等の所有者等を把握するための戸籍謄抄本の公用請求を電子的に行うことができれば空き家対策に資すると考えられるため、国土交通省としては、そのような制度が設けられた場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務についても当該制度の対象とするのが適当と考える。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。

具体的な支障事例

地方税法第9条における相続による納税義務の承継において、相続人を調査する際に、住民票(除票)のある市町村(A市)に住民票を請求し、本籍地があることを確認してから再度本籍地のある市町村(B市)に戸籍請求を行っているため、公用請求が2回必要となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報を取得できるようになることで、他市町村への住民票照会をすることなく、戸籍の照会が可能となり、1回の公用請求で相続人を把握できる可能性がある。また、市町村による相続人の把握が円滑かつ迅速に実施されることで、国土交通省が進めている、所有者不明土地の解消についても調査期間を削減できるほか、市民にとっても、遺産分割協議等を円滑に進められるメリットがある。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、前橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、津市、京都市、枚方市、八尾市、山陽小野田市、高知県、中津市、宮崎市

○具体的な支障事例のように公用請求が2回必要となり手間である。住民基本台帳ネットワークシステム上で本籍地情報が取得可能になればこの手間も軽減されると思う。  
○本市においても住民票を照会後に本籍調査を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムから本籍情報が取得できれば、これまでの2回の調査が1回に軽減され、事務の効率化につながると思う。  
○相続人を判明させるまでには時間がかかっており、本籍地情報の取得が可能になれば、事務効率化に繋がるため提案内容に賛同する。  
○本籍地が市町村合併などにより現在の市町村名と異なった地名になっている場合、どこの自治体に公用請求を送付すべきか確かめる必要がある。送付先自治体を誤った場合、照会文書が行き来する時間と郵便にかか

るコストが無駄になるため、ネットワークシステムで閲覧出来れば、照会先自治体を誤っていたとしてもすぐに正しい本籍地を確かめることが出来る。古い地名を調べる際、市町村のホームページ等に情報が無い場合もあるため照会文書の送付先自治体を誤ることは起こりうると考えられる。

○当市においても、相続人調査の際に公用請求を2回行うことは、相続人の早期把握の支障となっている。住民基本台帳ネットワーク上で本籍地情報が取得可能となることで、相続人の把握が円滑かつ迅速に実施され、早期の賦課徴収に寄与することができる。また、照会元・照会先双方にとって事務作業を軽減できる利点がある。

○相続人調査の際に、転居時などに転籍も行っている被相続人もおり、相続人調査完了まで繰り返しの公用請求が必要な事例が存在する。住民基本台帳ネットワークシステム上で閲覧可能な項目が増えればそのような際の省力化にも繋がる可能性がある。

## 各府省からの第1次回答

### 【総務省】

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報、住民票コード及び個人番号並びにこれらの変更情報に限定されており、「戸籍の情報」を追加することについては、住基ネット関連訴訟の最高裁判決(平成20年3月6日)の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきものとする。

### 【法務省】

住民の居住関係を公証し、住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳制度と、日本国民の親族的身分関係を登録・公証する戸籍制度とは、制度上の仕組みや対象が異なっており、一方の制度のネットワークに、もう一方の制度に関する情報を流通させることは適切ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムに「戸籍の情報」を追加することは困難である。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

市区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度の概要、支障等】

租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。

また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。

【縦割り110番における国の見解について】

国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。

しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考えられる。

【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】

また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考えられる。

なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。  
住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。

## 根拠法令等

租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条、第 55 条

租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和 59 年 5 月 22 日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発 32 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市

○当市では住宅家屋証明の年間証明発行件数に占める割合は約 0.2%と少ないが(約 57,500 件中 150 件)、審査事例が年々複雑化しており国交省が発行しているガイドラインだけでは判断が難しい事例もままある状況であり、1 件にかかる時間が重くなっている。今回の提案が見込めないのであれば証明要件を緩和し、審査そのものを簡素化する必要もあると考える。

○住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、証明事務への負担が増加している。

○住宅用家屋証明書の取得はほとんどの場合、司法書士などが登記手続きとともに代行しているが、その手間が代行費用に反映され、住民に余分な負担を強いている。住宅用家屋証明書が不要になれば、住民の費用負担も軽減されることが期待できる。また、当区の事例として、国の通達に基づき不備のない証明書を発行しているにもかかわらず、住宅用家屋証明書の交付時点と登記手続き時点の住所が異なることにより、申請者から修正・再発行を求められることがあった。法務局において住宅用家屋証明書の発行要件と同様の審査を行うことで、このようなことがなくなり、住民の利便性も向上する。

○行政側では、当市では、近年、大規模の集合住宅等が急増しており、開発業者側と協議し、50 件単位の申請を計画的に分散して申請していただくなど、懸命に交通整理している状況である。このような工夫をしても、実際は、各税の繁忙期には、他の窓口業務に大きな影響を及ぼしている。特に未入居の案件では、賃貸ではなく自己物件の場合、不正防止(セカンドハウスの防止)のため、現有家屋の売却までを確認する必要があることから、行政側の負担となっている。

当該事務は、市にとって 1,300 円の手数料が入るが、大量の申請があった場合、時間外労働となる場合も多く、実際のコストは、歳入を超過しているものと推察される。市内に新規住宅が増え、税源の涵養となることは非常に喜ばしいことではあるが、歳入面においても市町村の事務とするメリットがほとんどないと、申請者側の負担も大きいので、法務局においてワンストップサービス化が実現されれば、申請する市民側にも大きな負担軽減策となる。特に、現行は、市町村長あての申請書中の「物件の表示」の疎明資料となる登記簿謄本等は、法務局でのワンストップ化を進めた場合、不要となるので、申請する市民にとって大きな負担軽減となる。

○提案市と同様、住宅用家屋証明の交付事務については、書類審査のみであるため、あえて市町村が判断する要素がなく、法務局においても同様の審査は可能であると考えられる。

また、国土交通省通知に基づき審査を行っているが、記載のない部分について、市町村によって判断が異なる恐れがある。住宅用家屋証明の取得に必要な書類は法務局での登記手続きの添付書類と重複しているため、先に表題登記申請をした場合、函面や上申書等の書類を法務局へ提出したため、それらの書類が手元になく、審査に時間がかかったり、住民に負担を課すといった支障が生じている。

## 各府省からの第 1 次回答

住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。

なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和 3 年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和 4 年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があるが、その対応方針は令和 4 年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化

提案団体

那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。

具体的な支障事例

地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。

また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所に対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するので、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地籍調査の迅速かつ円滑な実施が可能となり、地籍調査の進捗率の向上に資するとともに、地籍調査の効率的な実施が可能となり、調査の実施に伴う業務及び費用の負担軽減等が期待できる。

## 根拠法令等

国土調査法による不動産登記に関する政令  
国土調査法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県

○現状ではなく公図に基づき立会を求めることにより、隣接所有者双方の合意が得られず、場合によっては筆界未定となる可能性がある。また地籍調査事業の目的は、地籍を明確にして、災害発生時の速やかな復旧作業の促進、土地利用を促進することであるが、筆界未定により目的を阻害する原因となっている。筆界未定も地籍調査の成果との考え方もあるかと思うが、現地において隣接所有者が存在し、立会の実施が可能であるのに、公図と現状との乖離の差を埋める事が出来ない。

○公図と矛盾があると判断されると、現状では、地図訂正若しくは、再度立会により公図と矛盾ない新たな境界を再設定するなどの対応をしなければならない。地籍調査は大規模面積を調査するため、公図と合わない箇所も多くなり、その処理は実施主体の大きな負担である。（また、山林部では、公図の精度がより低く、地図混乱地、所在不明者の問題が多いと言われており、認証出来なくなることが危惧されるため、着手地区の増加に繋がらない）。そもそも、公図との差異は、公図作成時の誤り、現地復元精度の低さ、土地交換・区画の整理や災害復旧等による土地形状の変更、高度経済成長期の宅地化に伴う分筆・地図訂正等の誤りなどの原因から数多く存在する。地籍調査は、現在の地租改正作業とも言え、公図を元に調査素図を作成し、公図よりも精度の高い復元性のある測量作業により、集団和解方式と同様に所有者等と立会確認し、全筆調査のうえ、最新の土地境界を表す地図を作成している。地籍調査の進捗率が低く、調査完了までかなりの年数がかかる見込みの中、調査率の向上のため、延いては法務局備付地図の整備を推進するため、例えば、地籍調査による訂正を理由に地図の作成、更新を行う方法など、地籍調査の成果の取扱いと手続きの簡略化を求める。

○字界毎の公図が、接合すべき字界線の形状と異なり、接合できないケースも見られる。これらの公図の相違は法務局が自ら訂正するのではなく、関係地権者全ての同意を取得しなければ（地権者からの申し出がなければ）地図訂正が出来ない状況。土地の境界線については、現地が優先であり、古い公図は縮尺が示されていても、現地の形状が変わっているケースもあるため、現地立会において、その土地の概形を示す資料的位置付けに留まるのではないかと考える。そのため、法務局においては、地籍調査において関係地権者全員との協議を了した筆界線について、既存公図と多少の乖離があっても正式なものとして取り扱ってもらえれば、法務局との個別協議や関係所有者との再立会、また再度の作図がなくなり、調査の効率化が図れることが期待出来る。

○公図と異なる場合に法務局と協議した結果、地籍調査の調査したように成果を作成してもよいとなったとしても、地籍調査事業の成果を収める前に誤り訂正や地図訂正にて修正するように法務局から指示がある。このような場合は、同意をいただいている地権者に再度連絡を取り、説明に伺い説明の上に申請書等を提出することになる。最終的には地籍調査での調査結果となるため、このような手続は省略してもらいたい。また、事前に登記官に相談をし、事業を進めていても、登記時に登記官が変わり説明しても理解してもらえず、再協議を行う場合も多々ある。法務局の考えを明確にし、統一することにより円滑に事業が進む。

○本市においても、以前は管轄法務局の登記官により意見方針等が相違する場合があったと認識している。また、職員が新任の場合には、不慣れな面もあることから、修正方針を統一・明確化したマニュアル策定が望ましい。

## 各府省からの第1次回答

筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとしてされており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。

昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求められることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部局に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。

ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、

国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。